様式第10号（第42条関係）（裏表紙）

〔注意〕

1　事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、雇用保険印紙購入票（事業主控）及び雇用保険印紙購入申込書・雇用保険印紙販売報告書に購入しようとする雇用保険印紙の種類別枚数、購入年月日、労働保険番号並びに事業主の住所及び氏名を記入し、事業主印を押印した上で雇用保険印紙購入申込書・雇用保険印紙販売報告書を切り離さずに雇用保険印紙販売機関に提出すること。

2　事業主は、この通帳によつて購入した雇用保険印紙を他に譲り渡してはならない。

3　事業主は、日雇労働被保険者を雇用した場合、その者に支払う賃金の日額が11,300円以上のときは第1級の雇用保険印紙を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級の雇用保険印紙を、8,200円未満のときは第3級の雇用保険印紙を、賃金を支払う都度、その雇用した日数に相当する枚数分を日雇労働被保険者の所持する被保険者手帳にはり、これに消印すること。

4　事業主は、消印のために使用すべき認印をあらかじめ、その事業場の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が2以上ある場合には、厚生労働省組織規則第792条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）に届け出ること。その認印を変更したときも同様である。

5　事業主は、毎月その月において購入した印紙、使用した印紙及び月末保有高について種類別枚数を翌月末日までに印紙保険料納付状況報告書によつて都道府県労働局に報告すること。

6　事業主は、その保有する印紙の買戻しを請求しようとするときは、雇用保険印紙販売機関に申し出ること。

7　事業主が、雇用保険印紙をはらず若しくはこれに消印せず又は印紙保険料納付状況の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、事業主は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられること。

様式第二十五号中「四〇センチメートル」を「二五センチメートル以上」に、「五〇センチメートル」を「三五センチメートル以上」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第十号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1の(1)のセの表グルホシネートの項を除く。）中「ppm」を「mg／kg」に改める。

別表第1の1の(1)のセの表グルホシネートの項を次のように改める。

グルホシネート	大麦	0.5mg／kg
	小麦	0.2mg／kg
	とうもろこし	0.1mg／kg

附　則

この省令は、平成二十六年七月八日から施行する。